

決算特別委員会記録

1 日 時 令和4年10月26日（水）
 午前9時58分 開会
 午後4時00分 散会

2 場 所 議場

3 出席委員（22名）

委員長	永 易 英 寿	副委員長	小 野 辰 夫
委員	小 野 志 保	委員	片 平 恵 美
委員	合 田 晋一郎	委員	白 川 誉
委員	伊 藤 嘉 秀	委員	越 智 克 範
委員	井 谷 幸 恵	委員	神 野 恭 多
委員	米 谷 和 之	委員	篠 原 茂
委員	河 内 優 子	委員	黒 田 真 徳
委員	藤 田 誠 一	委員	田 窪 秀 道
委員	伊 藤 謙 司	委員	藤 原 雅 彦
委員	大 條 雅 久	委員	藤 田 幸 正
委員	伊 藤 優 子	委員	近 藤 司

4 欠席委員

委員 山 本 健十郎

5 その他出席者

代表監査委員	鴻 上 浩 宣	監査委員	杉 本 茂 利
監査委員	仙 波 憲 一	監査委員事務局長	山 内 嘉 樹

6 説明のため出席した者

市長	石 川 勝 行	副市長	加 藤 龍 彦
副市長	原 一 之		

企画部

企画部長	亀 井 利 行	総括次長（総合政策課長）	加 地 和 弘
文化スポーツ局長	佐 薙 博 幸	財政課長	藤 田 英 友
ICT戦略課長	西 原 誠	別子銅山文化遺産課長	藤 田 和 久
シティプロモーション推進課長	鈴 木 今 日 子	文化振興課長	中 沢 美 由 紀
スポーツ振興課長	安 永 亮 浩	文化振興課美術館長	高 橋 洋 毅
別子銅山文化遺産課広瀬歴史記念館長	土 岐 幸 司		

総務部

総務部長	高 橋 正 弥	総括次長（人事課長）	高 橋 聡
次長（総務課長）	堀 尚 子	次長（市史編さん室長）	和 田 隆 宏
契約課長	松 平 幸 人	管財課長	原 道 樹

福祉部

福祉部長	古川哲久	総括次長（地域福祉課長）	久枝庄三
こども局長	酒井千幸	介護福祉課長	東田寿重
こども保育課長	正岡大典	国保課長	菅裕二
生活福祉課長	塩崎秀一	地域包括支援センター所長	阿部広昭
子育て支援課長	高畑孝智	健康政策課長	佐々木正子
保健センター所長	渡辺千景	介護福祉課主幹	村尾裕
生活福祉課主幹	伊藤考嗣	子育て支援課主幹	山崎千織

市民環境部

市民環境部長	長井秀旗	総括次長（市民課長）	伊藤裕敏
環境エネルギー局長	松木伸	危機管理監	小澤昇
地域コミュニティ課長	藤田清純	危機管理課長	高橋良徳
カーボンニュートラル推進室長	小島篤	環境衛生課長	安藤寛和
廃棄物対策課長	近藤淳司	人権擁護課長	上野壮行
清掃センター所長	岡部文仁		

出納室

会計管理者（出納室長） 高橋 司

議会事務局

議会事務局長 高橋 利光 次長（議事課長） 高本 光

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長 堀 尚子

上下水道局

上下水道局長	神野賢二	総括次長	神野 宏
企業経営課長	真鍋達也	施設管理課長	近藤 民雄
企業経営課副課長	横山倫代		

7 委員外議員

議長 藤田 豊治 副議長 高塚 広義

8 議会事務局職員出席者

議会事務局長	高橋 利光	議会事務局次長	高本 光
議事課議事係長	和田 雄介	議事課主事	田辺 和之

9 付託案件

認定第1号
認定第2号

10 会議の概要

午前 9時58分開会

認定第1号

○神野上下水道局総括次長：説明

○杉本監査委員：監査意見

認定第1号質疑

【水道事業会計】

○委員（大條雅久）平成9年度の料金改定以来、初めての営業損失計上とのことで営業収益の減少が1,832万2,000円にもかかわらず令和2年度との営業収支の比較増減が8,211万6,000円になっています。6,365万7,000円の黒字から一年で1,845万9,000円の赤字になった主たる原因はどこにあるのでしょうか。次に、営業費用の中の原水及び浄水費はどのような内訳でしょうか。営業外収益についても前年比4,795万9,000円の減収ですが、減収の理由は何でしょうか。

○真鍋企画経営課長 赤字になった主たる原因ですが、要因としては収益の減少と費用の増加の両面があり、まず収益の減少については、給水収益が令和2年度から令和3年度に1,900万円減少しています。次に費用の増加としては、老朽化や震災対策等の建設改良費の増加に伴う減価償却費と資産減耗費を合わせて令和2年度から令和3年度にかけて1,200万円増加しています。そのほか、原水及び浄水費の工事請負費や動力費、退職手当の増加などが主な要因となっています。

2番目の原水及び浄水費の内訳です。営業費用の原水及び浄水費は、水源施設や送水場の維持管理、水質管理のための経費を支出していますが、令和2年度に比べ令和3年度は主に工事請負費と動力費が増加しています。工事請負費では、送水ポンプの整備と井戸のしゅんせつ工事を実施しました。どちらも整備計画に沿って実施していますが、送水ポンプについては、5年から6年ごとに分解整備を実施し、令和3年度は令和2年度に比べ、整備箇所が多かったため、事業費が増加しています。井戸のしゅんせつについては、令和2年度は該当ありませんでしたが、令和3年度は工事を実施したため、事業費が増加しています。また、動力費については、令和2年度と比べ使用電力量は減っていますが、燃料調整費が増加したた

め、増加しています。

3番目に営業外収益の減収の理由の主な要因です。修繕引当金戻入益3,000万円の減少となっています。修繕引当金とは、将来の水道管や水道施設などの大規模な修繕に備えるために引当て、すなわち積立てするもので、基準を超えていたら取崩しを行い、足りなければ積立てを行うものとなります。令和3年度に料金改定の検討を行う際に、資産を適正に維持していくための経費として、資産維持率2%という水準を決定し、修繕引当金についても資産の価格の2%に相当する金額まで積立てを行いました。このことにより、修繕引当金の取崩しによる収益が皆減していると同時に、修繕引当金の積立てによる支出も増加しています。

○委員（大條雅久）質問の1番の趣旨は、給水収益の減少が1,900万円であったにもかかわらず、昨年対比で8,000万円の差が出たということで、費用の支出先の営業外収益の減少、大きな仕組みの中で少し疑問が出たので聞きました。金額の説明はありましたが、その金額の差が何故かという点が今一つしっくりきいていません。

また、原水及び浄水費に関しては、過去を見ると3年周期で3億円を超えるような支出が出ています。それが先ほどの説明の中の五、六年ごとの定期的な更新と関わるのですか。

○神野上下水道局長 井戸やポンプなどはかなり多くの箇所があり、ポンプは5年、6年周期で、井戸はおおむね10年周期で整備しており、平準化を行い整備していますが、年度により整備台数が変わりますので、年によって事業費の増減があります。令和3年度については、整備台数が多かったため、原水及び浄水費の工事請負費が増えたということです。

認定第1号要望

なし

認定第1号採決

○委員長（永易英寿）これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永易英寿）御異議なしと認め、認定

第1号は認定すべきものと決しました。

以上で認定第1号の審査は終了いたしました。

午前10時47分休憩



午前10時59分再開

認定第2号

- 亀井企画部長：訂正説明
- 藤田財政課長：説明
- 鴻上監査委員：監査意見

認定第2号 第1グループ質疑

【令和3年度決算の概要】

○委員（伊藤嘉秀） 個人市民税が、近年では数年ぶりに減少に転じているが、コロナ禍の影響と考えるとよいのでしょうか。原因を教えてください。

個人市民税の人口1人当たりの金額が高く維持されているのは、コロナの中でも就業者人口率が高いまま維持されているからでしょうか。要因を教えてください。

○藤田財政課長 市民税の個人市民税が減少している原因については、令和3年度の個人市民税は、令和2年1月から12月までの所得を基に算定しています。令和2年度と令和3年度の所得別納税義務者数を比較すると、課税標準が300万円を超える所得層が減少し、300万円以下の所得層が増加しています。市民税が減少した原因は、令和2年に新型コロナウイルス感染症が流行した影響によるものと考えられます。

次に、個人市民税の人口1人当たりの金額が高く維持されている理由についてですが、個人市民税の納税義務者には、給与所得者、営業等所得者、公的年金等受給者、その他の所得の方がおり、その中で給与所得者、営業等所得者の納税義務者数を令和2年度と令和3年度で比較すると、給与所得者は令和2年度が4万2,468人、令和3年度が4万2,842人と374人の増加、営業等所得者は、令和2年度が1,850人、令和3年度が1,873人と23人の増加であり、人口が減少している中、若干増加しており、就業者人口が維持されていることも要因の一つと考えられます。

【庁内デジタル化推進費】

○委員（伊藤優子） 出退勤管理等のシステム環境構築に要した経費とありますが、出退勤時に、

まだ用紙に書いている職員もいるかと思いますが、何パーセントの職員が使用していますか。

また、職員は、マイナンバーカードを使用しているとお聞きしましたが、職員は全員取得していますか。

○西原ICT戦略課長 出退勤等の管理をする庶務事務システムの利用状況については、出退勤管理をしている職員の総数は、正規職員のうち、勤務時間が交代制等の職員を除く674人で、そのうちマイナンバーカードによる利用を登録している職員は517人で、対象職員の約76.7%です。職員のマイナンバーカード取得率については、9月末現在、正規職員とフルタイムの会計年度任用職員を合わせて1,051人中、999人がマイナンバーカードを取得しており、取得率は95.1%となっています。

○委員（伊藤優子） 76.7%の方がマイナンバーカードによる利用を登録していると答えていただきましたが、ほかの方はなぜマイナンバーカードによる利用を登録しないのですか。

○西原ICT戦略課長 一般的に言われていることですが、マイナンバーカードの紛失等を危惧し、持ち歩くことに抵抗があることなどが原因ではないかと考えています。

【近代化産業遺産まちづくり推進費】

○委員（片平恵美） 近代化産業遺産まちづくり推進費1,029万5,000円の内訳を教えてください。

旧端出場水力発電所と山田社宅の借地料は幾らだったでしょうか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 保存活用事業の借地料として、住友山田社宅敷地428万9,000円、旧端出場水力発電所敷地6万4,000円、住友山田社宅の剪定、除草に係る委託料421万7,000円、施設修繕料が20万円、その他光熱水費、火災保険料、消耗品費など48万9,000円で、小計925万9,000円、情報発信事業の別子銅山産業遺産創造塾の委託料として75万9,000円、別子銅山冊子の印刷製本費で21万1,000円ほかで小計103万6,000円となり、合計1,029万5,000円となっています。

○委員（片平恵美） 住友山田社宅は限定公開されていますが、来客数はどれぐらいですか。コロナの関係で少なかったとは思いますが、観光やふるさと学習などでの活用はどうでしたか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 住友山田社宅につ

いては、仮オープン中で、水曜日と日曜日9時半から11時半までの2時間限定で公開しました。昨年度はコロナの影響もあり、当初は94日間開館する予定でしたが、43日間の開館で、合計で601名の見学者が来場しました。

【奨学金返済支援事業費】

○委員（神野恭多） 奨学金が返済できない若者が増えているなどの報道が増えており、非常に大切な事業と認識していますが、本事業の詳細な内容、周知方法、問合せ状況を教えてください。

○鈴木シティプロモーション推進課長 本事業の詳細な内容については、補助対象者は、奨学金を1年分以上返済し、1回目の交付申請日に満30歳以下、かつ新居浜市に本社のある中小企業で1年以上継続して雇用されている方、起業や第1次産業に従事して、1年以上継続して事業を行っている方で、補助金額は年間返済額の3分の2を上限に1回当たり20万円まで、申請回数は3回までとなっています。

次に、周知方法については、ホームページやLINEでお知らせしているほか、県内の大学や短大、市内の高等学校3年生にチラシを配布、また産業振興課が作成している企業応援パンフレットで制度の紹介をしています。

次に、問合せ状況については、制度の概要等について、申請者本人以外に企業の方からの問合せもあり、平成30年度以降、毎年50件以上のお問合せをいただいております、申請につながっています。

○委員（神野恭多） 政府が教育未来創造会議の中で提言された内容だとは思いますが、若者の地方移住の呼び水として期待する中で、一般財源となっているのですが、国のほうでこのようなメニューはなかったのですか。また、この事業自体が本市の魅力的な誘引策となっているのか、どのように考えているのかを教えてください。

○鈴木シティプロモーション推進課長 まず、国のメニューがあるかどうかということについては、奨学金の返済支援というより給付型の奨学金が2020年度から創設されています。

次に、本市の魅力的な誘引策につながるかどうかということについては、企業を選ぶ際に、どちらにするかとか、補助制度があるかといった観点で選ぶ場合は、市外から呼び込んでくることにつながっていると考えています。

【お試し滞在推進費】

○委員（伊藤優子） 2部屋のお試し移住用の管理に要した経費とありますが、利用者はコロナ禍でもあり減ったのではないかと思います、利用者の人数は、一昨年と比べてどうですか。

また、移住に至った人は何人いましたか。

○鈴木シティプロモーション推進課長 お試し移住用住宅の利用者数については、一昨年の令和2年度は14組20人、令和3年度は7組13人と減少しています。コロナ禍であることや感染拡大防止のため、利用を中止していた期間があり、お問合せいただいた方もいたのですが、受入れができなかったことが要因であると考えています。

次に、移住に至った人数については、令和3年度の利用者において、現時点で移住に至った人はいませんが、移住について前向きに検討されている方は3組4人います。お試し移住から本格移住につながられるよう、継続的にアプローチを行いたいと考えています。

【転入者ウエルカム事業費】

○委員（伊藤優子） 転入者にあかがねポイントの引換券を渡していますが、ポイント使用状況はどうなっていますか。また、あかがねポイント付与数と実績についてお伺いします。

○鈴木シティプロモーション推進課長 あかがねポイントの付与数と実績については、転入した2,346世帯に、1世帯当たり500ポイント、合計117万3,000ポイントの引換券を渡したのに対し、ポイントと交換されたのは200世帯、10万ポイントであり、付与率は8.5%でした。付与率が低い現状をふまえて、付与率の向上に向け、転入者に交換を呼びかけるチラシの内容を見直すとともに、あかがねポイント担当課である総合政策課とも対応策を協議しているところです。

【スマートシティ推進事業費】

○委員（井谷幸恵） 内訳と内容について、そしてお金の支払い先を教えてください。

○加地総括次長（総合施策課長） まず、内訳については、

本事業の費用については、データ利活用型基盤サービス利用料、ダッシュボード利用料などが含まれているデータプラットフォームサービス利用料となっています。

事業の内容については、現在、プラットフォームに降雨量や河川の水位、あかがねポイントの利用実績などを蓄積するとともに、河川水位や降雨

量、避難所開設状況などのデータを組み合わせて活用し、リアルタイムで防災情報を地図上で確認できるダッシュボードを運用しています。

次に、お金の支払い先については、契約先データ利活用型スマートシティプラットフォーム運営共同企業体の代表者である株式会社ハートネットワークが支払い先です。

○委員（井谷幸恵） いろいろな分野があると思うのですが、大きい分野を2つ教えてください。

○加地総括次長（総合施策課長） 現在取り組んでいるのは、防災分野とあかがねポイントによる経済分野です。

【産業遺産群PR冊子作成事業費（繰越分）】

○委員（神野恭多） るるぶ四国22の販売数は把握していますか。

本事業の成果をどのように検証していますか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 るるぶ四国の販売元であるJTBパブリッシングに問い合わせたところ、11万6,000部発行に係る販売部数については、社外非公開情報で、回答できないとのことでした。エリアごとの配本部数についても、部外秘とのことでしたが、首都圏、近畿エリアで半数以上を占めたとの報告を受けています。

本事業の成果については、るるぶ四国2022の発行年のマイントピア別子の入り込み客数では、コロナウイルスの影響もあり、前年比減少していますが、令和3年度と令和4年度の4月から8月までの入り込み客数の比較では、令和3年度8万7,149人に対し、令和4年度16万4,623人で、対前年比1.89倍となっています。

また、住友山田社宅の来場者数では、令和3年度241人、令和4年度389人で、対前年比1.61倍、別子銅山関係情報のホームページへのアクセス数は、令和3年度が489件、令和4年度が1,653件と3.38倍となっています。

これら増加分が全てるるぶ四国購読者によるものと限定はできませんが、増加の一因と考えています。

○委員（米谷和之） 成果の検証について、よくある方法としては、例えばるるぶに切り抜きのスタンプみたいな物をつけて、いろんなところでそれを渡せば入場料が割引になると、それを使った人は何人いるかでその効果を検証するような方法は考えられなかったのでしょうか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 観光担当課で進め

ている、ぐるっとにはまエラー！ブックマークが定義されていません。周遊事業スタンプラリーのQRコードを冊子裏面につけています。具体的に特典を受けた方までは確認は取れていないのですが、令和3年度と令和4年度ともユーザー数で1,100人程度アクセスした方がいたと回答をいただいています。

【地域おこし企業人プログラム活用推進事業費】

○委員（越智克範） 昨年から開始している本事業の受入れ人数及びこの事業が寄与できた内容をお伺いします。

2つ目、受入れに当たっての審査や人選は、どのように行っているのか、またどのような民間企業からの受入れが多いのですか。

3つ目、1年半の受入れ期間の妥当性は、どう評価していますか。また、どのような課題がありますか。

○加地総括次長（総合施策課長） まず、本事業の昨年までの受入れ人数ですが、1人となっています。

本事業が寄与した内容としては、職員のDXに向けた研修や地方創生インターンシップの実施、国で積極的に進められているデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した事業への企画提案と採択後の事業支援、LINEを活用した道路の修繕箇所の報告など、公式LINEアプリの追加開発実装の支援などがあり、庁内の様々なデジタル導入支援等に寄与できたと考えています。

受入れに当たっての審査や人選については、まず派遣を依頼する際に、本市からICTの内容を熟知するなどの必要とする人材の要件をお示して、派遣先であるソフトバンク株式会社が人選しています。

どのような民間企業からの受入れが多いのかについては、現在のところ、スマートシティの実現に向けた連携協定を締結し、本制度を活用しての派遣を提案いただいたソフトバンク株式会社の1社のみとなっています。

本事業開始から1年半の受入れ期間については、公式LINEアプリの追加機能実装など、デジタル化の推進に多くの実績があったと評価しており、引き続き民間企業のノウハウや外部の視点、民間の感覚などを活用していくことが有効であると考え、今年度も受入れ期間を延長して事業を継続しています。しかし、制度上、派遣期間が

3年間と定められており、その3年経過後のICTの内容を熟知した人材の確保が課題になると考えています。

○委員（越智克範） 1人というのは、ソフトバンクの社員なのでしょうか。

また、スマートシティ推進協議会がこれを中心に行っていると思うのですが、スマートシティ推進協議会そのものの動きと活動はどうしているのでしょうか。

○加地総括次長（総合施策課長） 派遣社員については、ソフトバンクの社員です。

スマートシティの動きとしては、現在、協議会において、交通ワーキンググループや地域経済のワーキンググループ、防災のワーキンググループ、福祉のワーキンググループなどに分かれて、課題解決するためのICTを利活用した方法などについて検討しています。

【見守りシステム検証事業費（繰越分）】

○委員（大條雅久） 事業内容の説明と検証結果を示してください。今回使用した見守りシステムは継続して活用できるのでしょうか。

○加地総括次長（総合施策課長） 事業内容は、本市の安全、安心なスマートシティ化を推進するため、子供向けの見守りシステムの構築に向け、無線タグとスマートフォンのアプリを使用したセンサー方式による見守りシステムを構築し、市内15の小学校で661名の小学生及びその保護者が参加し、タグを検知する基地局は170台設置しました。また、高齢者の見守りについては、GPSの位置情報を活用した見守りサービスの構築に向け、51名の高齢者にGPS端末の貸出しを行いました。

事業の検証結果について、子供向け見守りサービスは、これまでのメールで通知されるシステムに比べてアプリで位置情報を確認できる点などが好評であり、アンケートでは参加した保護者の70%が引き続き使用したいという回答でした。しかし、塾や遊びに行く際なども含めてすべての活動範囲をカバーするために検知エリアを拡大してほしいなどの改善を求める意見もあり、利用者の声を反映した上で、有料サービスの導入を検討するという結果となりました。また、高齢者向けの見守りサービスは、GPS端末の管理や、ご家族によるアプリの操作など改善すべき点も多く、サービスの導入に向けて引き続き課題を検証してい

く必要があります。

次に、今回使用した見守りシステムは継続して活用できるのかについては、子供向け見守りサービスは、委託先であった株式会社ハートネットワークにより引き続き無償で提供されています。今後もさらにタグを検知する基地局を拡大してエリアを広げていく予定であり、正式なサービスとして令和5年春頃の実装に向け取り組んでいると伺っています。高齢者向け見守りシステムは、課題が多く、運用にはシステムの維持費や通信費用もかかることから、現在サービスを停止しています。

○委員（大條雅久） 実証実験が継続しているとのことだが、希望すればほかの子供も使用可能ということですか。増やしていけるのでしょうか。それは有料ですか、無料ですか。

○加地総括次長（総合施策課長） 今年度も小学校に募集をかけて現在900名が利用していると伺っており、現在のところ無料でハートネットワークが行っています。

午前 11時57分休憩



午後 0時59分再開

【生涯活躍のまち拠点施設管理運営費】

○委員（伊藤嘉秀） 様々なサービスが同居している中で、業務委託の達成度、完成度をどのように計測するのか、教えてください。

○鈴木シティプロモーション推進課長 指定管理料を算出する際に、各施設やイベントごとに利用人数と収入の見込みを想定し、その数値を基準としているほか、利用者に対するモニタリング調査を行っています。令和3年度は、利用人数の見込みが約5万人のところ、実績は約5万5,000人、収入の見込みが約460万円のところ、実績は約670万円、またモニタリング調査の結果における全体的な感想として、満足、やや満足が82%となっていることから、おおむね順調に委託事業が実施できたものと考えています。

○委員（合田晋一郎） 指定管理による効果をごどのように捉えているか、お伺いします。

また、新居浜市は、施設とどのように関わり、どのように取り組んだのか、お伺いします。

○鈴木シティプロモーション推進課長 指定管理による効果については、施設管理や事業の企画における民間事業者のノウハウ活用や利用料金制を

採用したことで、貸し館事業、飲食施設の運営などにおける指定管理者の自主的な経営努力により、見込みを上回る利用者数と収益を上げることができたという点において、指定管理者制度導入の効果があったものと考えています。

次に、施設への関わりについては、新居浜市が関わることで相乗効果が期待できる事業は連携を図りたいと考えており、令和3年度は、施設の認知度向上と利用促進につなげることを目的とした生涯活躍のまちオープンPR事業をはじめ、レンタルオフィスの一室を活用したお試しサテライトオフィス事業、イオンモールとワクリエを会場として開催したまち・わざ・しごとフェス2021など、交流人口の創出や産業振興の分野における事業に連携して取り組みました。

【運動部活動競技力向上事業費】

○委員（藤田誠一） 本事業の令和3年度の実績を教えてください。令和元年度、2年度と比較して、令和3年度はどのように評価していますか。

令和3年度の実施種目は、コロナ禍もありバドミントンと駅伝の2種目となっていますが、他に予定されていた種目はありますか。

中学校の運動部活動種目を対象として、令和3年度末時点で、まだ実施されていない競技種目はありますか。

国内トップコーチ等による講習会、実技指導とありますが、トップコーチ等の選考は、どのようにしたのですか。

○安永スポーツ振興課長 まず、令和3年度の実績としては、中学生対象のバドミントンクリニックを2回、駅伝クリニックを1回開催しています。バドミントンクリニックについては、日本ナショナルチームコーチの舛田圭太氏を招聘し、1回目の参加者が30人、2回目が64人となっています。駅伝クリニックについては、講師に早稲田大学、明治大学競走部コーチでバルセロナオリンピック出場の渡邊高博氏、富士通株式会社所属で箱根駅伝4年連続5区区間賞を受賞している柏原竜二氏を招聘し、参加者は高校生6名、中学生57名の計63名です。令和元年度実績は、バドミントン3回、バスケットボール4回、セーリング1回、陸上競技1回、卓球5回、令和2年度は、コロナの影響もあり、バドミントンのみ5回実施しました。

令和3年度もコロナの影響を受け、バドミントン2回と、駅伝1回のみで開催となりましたが、バ

ドミントンクリニックについては、1回目は参加者を広く募り市内全体の競技力の底上げを目的とし、2回目は、上位選手の更なる強化を図ることを目的としたレベルの高い練習を実施するというように、より目的を明確にして実施することができ、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できた種目は少なかったものの充実した内容だったと考えています。

次に、令和3年度の実施種目については、バスケットボール、セーリング、サッカー、野球、ハンドボールを予定していました。

次に、中学生の実施種目については、中学校体育連盟を通して希望競技を上げてもらっています。これまで、卓球及びバドミントンを実施し、今年度ハンドボールを予定しています。また、バスケットボール、野球、駅伝についても、高校やクラブチームなどと合同で実施をしています。サッカーについては高校生及び指導者を対象に行っていますが、各中学校に案内を出し自由に見学できるようにしています。バレーボールについても、本事業に準ずるクリニックを2年に1度開催しています。それ以外の種目は現在実施していません。

次に、トップコーチ等の選考については、多くの種目は、高校及び中学校の各部活動の顧問及び種目協会等と協議し、決定しています。また、駅伝クリニックの渡邊高博氏のように新居浜市にゆかりがあり、かつトップで活躍をしていた方、またその方から紹介を受けて依頼している場合もあります。サッカーについては、プロスポーツチームと連携したスポーツまちづくりの一環として、県内チームのFC今治に協力してもらっています。

【郷土資料室管理運営費】

○委員（藤原雅彦） 郷土美術館の館蔵品は、以前に各小中学校に展示、保管するとお聞きしていましたが、現在、どのようになっているのか、またどのような活用をしているのですか。

次に、2番目、また館蔵品全ての品目の記録を取っているのですか。

3番目、将来館蔵品をどのように収蔵するのか、お伺いします。

○中沢文化振興課長 郷土美術館の館蔵品については、美術品は新居浜市美術館、標本類は愛媛県総合科学博物館へ移管し、民俗資料、考古資料、

自然科学資料等については市民文化センター内に郷土資料室ふるさとラボを開設し、展示することとしましたが、残る民具等全てを一括管理する場所の確保が困難であったため、7校の小中学校へ保管を依頼しました。その後、下水処理場等への移送を行うなどし、現在は4校の小中学校へ引き続き保管をお願いしています。

活用については、一部を常設展示し、学校行事等の際に展示を行っている学校もありますが、民具の大きさや展示場所の確保等の問題があることから、常設などの方法で活用していただくことは難しい状況です。

次に、館蔵品の品目の記録については、郷土美術館で作成していた紙ベースの台帳を基に、移管、廃棄した物を除いた民具、鉱石、岩石、写真、古文、組み木として分類されていたものを考古、民俗、歴史、資料、郷土玩具、地学に再分類し、個々にナンバリングしたエクセルデータとして整理しています。

次に、館蔵品を将来どのように収蔵するかについては、現在分散して保管している館蔵品は、ほぼ民具となることから、保存状態によっては全てを収蔵することは難しいと思われるので、まず一括で仮置きできるスペースが確保できたら、保存状態を確認し、写真に収めながら整理を行うなどし、将来的にはデジタルデータを含めた収蔵を行いたいと考えています。

【広瀬歴史記念館管理運営費】

○委員（白川誉） 過去3年間の来館者数と割引対象で来館された団体人数及び無料対象者である18歳未満の来館者数を教えてください。

2点目、行政事業の中で広瀬歴史記念館の位置づけはどのようにお考えでしょうか。

歴史文化の振興に加え、観光資源としての位置づけもあるとするならば、誘客アプローチはどのようにされていますか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 過去3年間の来館者数については、令和元年度は1万282人、令和2年度は4,493人、令和3年度は4,603人です。そのうち、割引対象で来館した団体人数については、令和元年度は1,353人、令和2年度は40人、令和3年度は101人です。また、無料対象者である18歳未満の来館者数については、令和元年10月から高校生、大学生等も無料としており、それらを含めた人数となりますが、令和元年度は

1,235人、令和2年度は871人、令和3年度は1,063人です。

広瀬歴史記念館の位置づけについては、広瀬幸平の功績を記念し顕彰するとともに、本市に存在する近代化遺産の活用と生涯学習の振興を図るため設置されました。

誘客アプローチの例としては、記念講演会及び記念茶会を含む年1回の特別企画展の開催をはじめ、5月5日の広瀬幸平の誕生日、成人の日等における施設の無料公開の実施、広瀬公園の桜の開花状況の速報等の情報発信を、市ホームページ、市政だより及び市公式LINEの活用により行うことで、観覧者数の増加を図っています。

○委員（白川誉） 市のホームページの広瀬歴史記念館のページはたどり着きにくく、観光目線に立っていないと思うのですが、そのあたりはどのようにに連携しようと考えていますか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 ホームページの充実については、広瀬歴史記念館での検索で、市の広瀬のホームページがトップに出るため、閲覧する確率は高いと考えています。最初のページは文字だけのため、例えば望煙楼からの景色や、新座敷から眺める庭園、前撮りの様子などの写真も含めて、閲覧者に魅力を感じていただけるような写真の挿入や、入館料、開館時間等が一目で分かるようなものに変更していきたいと考えています。

【旧広瀬邸等保存活用事業】

○委員（越智克範） 1つ目に、保存計画の策定は完了しましたか。その概要はどのようですか。耐震診断の結果と併せて御説明をお願いします。

2点目、これまでの費用と今後の保存計画による費用はどのようですか。

3点目、ここ数年の来場者の推移は、どのようになっているか。先ほどの質問で、ここ3か年は答えていただいているので、もう少し前の人数が分かれば教えてください。

○藤田別子銅山文化遺産課長 令和2年度から令和3年度にかけて、重要文化財旧広瀬家住宅及び名勝旧広瀬氏庭園について、それぞれの保存活用計画策定事業並びに同住宅の耐震診断事業を実施し、それぞれ完了しています。各事業の実施については、文化庁の定める指針に基づき、文化庁調査官の指導を受けながら、有識者による委員会を設置しました。

まず、重要文化財及び名勝の保存活用計画は、

旧広瀬邸を適切に保存し、活用していくための指針として策定したもので、今後はこれらの計画に基づいて、保存修理等の整備事業を進めていきたいと考えています。

次に、重要文化財の耐震診断についても、令和2年度から令和3年度にかけて、診断に必要な地盤や構造等の調査を実施した上で、耐震性能の診断を行いました。診断結果は、耐震性能が不足する主屋、新座敷座敷棟、離れ、金物蔵・米蔵、門番所、乾蔵、表門、西座敷脇屋、裏門、人力車小屋について、補強案を策定しました。

これまでの費用と計画による費用については、保存活用計画策定事業並びに旧広瀬家住宅の耐震診断事業に係る令和2年度の予算額は4,757万1,000円、決算額は3,314万6,000円で、保存活用計画策定事業に関しては、翌年度へ繰越しを要し、令和3年度も実施し、当該事業に係る予算額は1,407万6,000円、決算額は1,266万6,000円となっています。

また、同住宅の耐震診断事業に係る令和3年度の予算額は2,823万2,000円、決算額は2,773万2,000円となっています。

来館者数は、平成30年度が9,555名、平成29年度が1万1,673名、平成28年度が8,221名となっています。

○委員（越智克範） 耐震診断によって補強しないといけないところが出ているが、補強については今後保存計画としてどういうふうに、何年かけてやっていくのでしょうか。

○藤田別子銅山文化遺産課長 現時点では、傷み具合が外から分からず、工事にどの程度の期間を要し、工事費の総額がどの程度かかるかが現時点では未定で、保存整備工事に入る前に一部解体などを含む事前調査工事、目視できない部分などの調査が今後必要になります。この調査から基本計画、工事の概算事業費の積算、工程案が出た中で、市の方針決定を行い、議員の皆様にお示ししたいと考えています。

○委員（黒田真徳） 耐震診断の進捗率を教えてください。

○藤田別子銅山文化遺産課長 重要文化財建造物については100%ですが、ほかに南庭の靖献堂をはじめとする名勝を構成する建造物8棟が残っており、現在、これらの耐震診断を実施し、本年度末までに事業を完了する見込みです。

【総合文化施設管理運営費】

○委員（藤田誠一） 令和3年度にあかがねミュージアムに展示した太鼓台名並びに展示期間、展示に要した経費を教えてください。展示に際しての規約、ルールなどがありますか。令和3年度に展示した太鼓台を含め、開館以来、何台の太鼓台が展示されたことになりますか。

令和3年度の太鼓台展示の実績をどのように評価されていますか。令和3年度の実績を踏まえ、展示方法は継続するのですか。

○中沢文化振興課長 令和3年度にあかがねミュージアムに展示した太鼓台についてですが、令和2年2月23日から令和3年7月25日までの156日間、又野太鼓台を、令和3年8月9日から10月29日までの82日間、治良丸太鼓台を、令和3年11月16日から令和4年3月25日までの130日間、喜来太鼓台を展示しました。

また、令和3年度の太鼓台の展示に関する費用は184万5,000円で、指定管理業務に関する業務委託料の中で支出されています。

展示に際して明文化された規約はありませんが、市内を8ブロックに分け、それぞれの地区運営委員会、協議会と協議の上、太鼓台を輪番で展示しています。

平成27年7月の開館以来、令和3年度末までに22台の太鼓台を展示しています。

令和3年度の実績の評価と展示方法の継続についてですが、あかがねミュージアムにおける太鼓台展示に関しては、指定管理者において実施している事業ですが、来館者が実際の太鼓台の美しさや迫力を生で味わうことができ、新居浜太鼓祭りのPRに大きく貢献しているものと考えています。

展示方法については、指定管理者において、新居浜市太鼓祭り推進委員会小委員会の中で既に次年度についてお願いしており、継続する方向で考えています。

○委員（藤田誠一） 展示期間が、516日間又野太鼓台、82日間治良丸太鼓台、130日間喜来太鼓台と、日にちがそれぞれ違いますが、184万円を3台の太鼓台で割るといえることですか。

○中沢文化振興課長 又野太鼓台については、令和2年からコロナの関係で移動させられなかったということもありましたが、費用については、3台で割るのではなく、その期間に応じた費用とし

て支出しています。

○委員（藤田誠一） 太鼓台が傷んだ場合の補償や、次は川東が入る、川西が入るといった入る順番などの規約、ルール、また金額について市民に周知できないのですか。

○中沢文化振興課長 まず、費用については、補修を含めてになると思いますが、1回の展示について金額が決まっています。延長になった場合は、御相談をさせていただいて、決めた金額をお支払いしていると伺っています。

市民への周知については、地区は決まっているが、どの太鼓台を入れるかは、委員会の中で決めていただき、決まったらお知らせをする形を取っています。

○委員（藤田誠一） 1日いくらですか。

○中沢文化振興課長 1日単位ではなく、1回の展示が2か月前後になると思うのですが、その展示費で30万円と伺っています。

○委員（藤田誠一） 31日の場合どうなるのですか。

○中沢文化振興課長 期間が延長の場合は、1回の延長で1回10万円と伺っています。

【あかがねマラソン大会開催事業費】

○委員（藤田誠一） 令和3年度の大会で、これまでの大会と変更した点がありますか。変更した点があれば変更した理由とその評価を教えてください。また、令和3年度の大会参加者は、過去3年間の実績と比較してどのような動きが見られましたか。

次に、これまで通常での大会とコロナ禍での大会の両方を経験されました。コロナが心配な中で、この大会を開催した意義をどのように生かしますか。

○安永スポーツ振興課長 まず、令和3年度の大会については、会場レイアウトのコンパクト化、ウエーブスタートの導入、当日受付の廃止、参加者地域の限定など、コロナ感染症拡大防止のため、安全面を重視して、多くの変更を行いました。コロナ対策としての変更でしたが、結果、大会運営の効率化につながり、参加者、スタッフからは好評だったとの声をいただきました。

また、あかがねマラソンらしさをアピールするために、ハーフマラソンのコースは高低差約400メートルと前大会よりも100メートルもパワーアップしたコースに、5キロメートルコースも少

しだけ山道を挑戦できるコースに変更しました。大会後の参加者からは、きつくなったが、より特色が出て挑戦しがいがあるという多くの声をいただき、本市の地理的特性を生かしたあかがねマラソンの確固たるイメージの定着がより図られたと考えています。

大会参加者数については、過去3回の大会よりも規模を縮小したため、数字だけで見ると減少していますが、1,000人の募集に対して886人と9割近いエントリーがあり、コロナ禍でもランナーのマラソン大会への参加意欲が高いものと実感しました。

次に、コロナ禍だからこそ新居浜市のスポーツ振興及び地域活性化を図りたい、新居浜市を盛り上げたいという強い思いで開催しました。その気持ちに賛同していただける企業や団体も多く、多くの皆様の御協力のおかげでコロナ禍でも安心、安全かつ参加者にとって満足度の高い大会運営ができたと考えています。制限のある中でいかに参加者を満足させられるか、必要最低限のスタッフでどこまで効率よく運営できるかなど、通常の大会では学ぶことができなかったノウハウを次回以降の大会に生かしていきたいと考えています。

【新居浜市スポーツ未来創造事業費】

○委員（米谷和之） 決算額1,246万1,000円に対し、延べ参加者数1,592人ですが、参加者及びスポーツ教室等の開催回数の年度当初の見込みはどうだったのでしょうか。

次に、ホームページ、SNSをどう活用されたのでしょうか。

もう一点、事業成果をどう把握、検証しているのでしょうか。

○安永スポーツ振興課長 まず、当初の見込みについては、野球教室を約70回、ハンドボール教室を約80回、1回当たりの定員はそれぞれ25名、小学生向けトレーニング教室、中学・高校生向けトレーニング教室は、それぞれ24回、18歳以上を対象とした体づくりトレーニング教室は5回、これらの定員は20名とし、参加者数は総計約4,000人を見込んでいました。

次に、ホームページ、SNSをどう活用したのかについては、前年度より新たに運用している事業団スポーツ教室用ホームページ、未来スポーツを主に活用しています。ホームページ上に募集フォームを作成し、各教室の募集を行ったり、各教

室の紹介、教室開催後の活動報告などを行っています。教室開催後の活動報告については、文化体育振興事業団のインスタグラムを活用し、教室内容の説明や教室風景などを写真で公開し、実際に行っているのかを伝えることで、次年度以降の募集につなげられるように工夫しているところです。

次に、令和3年度が初年度の本事業ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止せざるを得ない時期もあり、回数的には半分程度の実施となり、参加者数についても、定数の半分にも満たない結果となっています。そのような中でも、トレーニング教室参加者からは、次年度も継続して参加したい、運動能力の向上が感じられたなどのお声をいただいています。

また、あかがね野球教室では、小学校6年生の参加者20人中、19人が中学校で、中学校3年生の参加者14人中、13人が高校でも野球を続けており、ハンドボール教室も、参加している中学校3年生6名は、それぞれ高校でもハンドボール部へ入り、競技を続けています。

今後も体の成長に合わせたトレーニング教室による運動能力の向上や新居浜に根づいている野球、ハンドボールの競技人口拡大、競技レベルの向上を図っていくとともに、子供から高齢者まで、多くの市民にスポーツをする機会を提供したいと考えています。

また、参加者が少なかった教室については、見直しを行うなどして、事業の効率が上がるよう、取り組みます。

○委員（米谷和之） 当初の参加者の見込みは4,000名だったとのことですが、最終的には1,600人足らずで、半分以下だったわけですね。コロナが大きな原因というふうに伺ったのですが、契約のときに令和3年度、コロナでいろいろな事業に支障が出ることは考えられたと思うのですが、例えば事業を3分の1程度消化した段階でその後の契約をもう一度見直したり、そこで変更をかけたり、契約上の工夫は考えられなかったのでしょうか。今回、参加者1人当たり7,800円の経費がかかっており、少し高いのではと思いますが、年度当初、契約のときに、文化体育振興事業団さんと話し合うような契約の方法はなかったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○安永スポーツ振興課長 コロナ禍により、実施

できなかった教室が多く、できなかった分については、ポッチャなどの新しい教室を導入するための研修や器具の購入などに充てました。また、変更契約については、協議し、今後必要であれば年度内の変更契約もしていきたいと考えています。

【契約管理費】

○委員（井谷幸恵） 1点目に、内訳について教えてください。

2点目に、前年度は財源に諸収入はなかったのはなぜでしょうか。

3点目に、前年に比べてかなりな増額になっているのはなぜでしょうか。

○松平契約課長 まず、内訳については、契約管理費は、入札、契約を行う事務費で、予算の内訳は、えひめ電子入札共同システムの共同利用に係る開発費及び運営費、電子入札システムや入札情報サービスの運用のための委託料、業界紙の購読費、入札事務専用のファクストナーカートリッジなどの消耗品費、契約約款などの印刷製本費に要する需用費が主な内容です。

次に、前年度は財源に諸収入はなかったが、なぜかについては、令和2年度までは、えひめ電子入札共同システムに係る負担金などの経費は、電子入札推進費として施策経費で計上していましたが、令和3年度より経常経費として契約管理費に含めることになりました。よって、前年まで電子入札推進費で計上していた上下水道局や港務局からの他会計負担金が財源として諸収入に計上されました。

最後に、前年に比べ大幅に増額になっているのはなぜかについては、さきに述べたとおり、経費区分の変更で、契約管理費に電子入札推進費分の281万2,000円が加わったことによる増額です。

○委員（井谷幸恵） 工事請負の工事種別では、こういった契約が多いのでしょうか。

○松平契約課長 土木工事が多いです。

【訴訟費】

○委員（伊藤嘉秀） 顧問弁護士の基本料金と令和3年度に係争した事件数を教えてください。

○堀総務部次長（総務課長） 顧問弁護士への報酬は、訴訟に伴う着手金及び成功報酬とは別に月額10万円で、年額120万円を支払いました。

令和3年度に係争した事件数は5件でした。

【財産管理費】

○委員（伊藤優子） 財産管理費が年々減ってきて

ており、令和2年度は1,370万4,000円が、令和3年度は約759万4,000円になっていますが、どうしてでしょうか。

次に、特に繁本住宅が減収になっていますが、原因は何ですか。

次に、旧磯浦引揚者住宅と旧新田引揚者住宅はほぼ変わらないのですが、それぞれ繁本住宅を含めて何件分ですか。

○原管財課長 財産管理費の主な経費としては、管財課にて管理している普通財産の除草及び伐採費、道路等の修繕費、借地料等があります。令和2年度と比較すると、普通財産の除草及び伐採費で約200万円、道路等の修繕費で約360万円、借地料で約45万円減少しています。普通財産の除草については、毎年定期的に除草は行っていますが、木の伐採、道路等の修繕は、要望に応じて伐採及び修繕をしているので、令和3年度の要望が令和2年度に比べ少なかったため、減少しました。

次に、繁本住宅の借地料の減収の主な要因としては、令和2年度に1件の売却が行われ減額となりました。

また、この売却の際に、道路部分と宅地部分との分筆が行われ、道路部分が特定でき、令和3年度から道路部分は非課税となり、土地所有者と協議を行い、承諾を得たため、道路部分の借地料の支払いがなくなり、減額となりました。

次に、借地料については、公有財産規則に準じて課税標準額から算出しているため、金額の差異については課税標準額の変動によるものです。それに対して、貸付料として請求している件数としては、繁本住宅が9件、旧磯浦引揚者住宅が4件、旧新田引揚者住宅が5件となっています。

【市史編さん事業費】

○委員（河内優子） 市民への普及とありますが、内容について教えてください。事業評価、課題について教えてください。

○和田総務部次長（市史編さん室長） 令和3年度の主な普及事業としては、市役所や別子銅山記念図書館において昭和時代の写真等の資料を展示するロビー展を開催したほか、市政だよりの新居浜の玉手箱のコーナーを通じ、市史編さんの進捗状況やトピック等を紹介しました。開催を予定していた歴史講演会は、コロナ禍の影響により令和4年度に延期しました。

令和3年度の事業評価については、令和3年4

月30日に刊行した新居浜市の歴史は、令和3年度中に1,066冊を販売し、多くの市民に郷土の歴史に関心を持つ機会を提供できたと考えています。引き続き、市史編さんを着実に進めるため、専門部会長及び学識経験者等で構成する新居浜市史編集員会を新たに設置し、市史の構成や刊行計画等について協議を進めてきました。

課題としては、コロナ禍の影響により、市外、あるいは県外での調査が遅延していることが上げられます。今後は計画を見直しながら調査を実施し、市史刊行計画及び新居浜市史編さん基本方針に基づき、現在活動している古代、中世の専門部会に加え、近世、近代、現代、太鼓台の各時代等の専門部会を早期に設置し、刊行に向け取り組んでいきたいと考えています。

午後 1時43分休憩



午後 1時54分再開

認定第2号 第2グループ質疑

【家庭・婦人相談員費】

○委員（河内優子） 主な相談内容と課題を教えてください。

○高畑子育て支援課長 令和3年度における家庭相談は169人から延べ808件あり、内容としては、児童虐待を含む子供の養育に関するものが約7割を占めています。婦人相談は、41人から延べ308件あり、そのうち最も多い相談内容は、人間関係についてが約5割、その他経済面、健康面などの御相談がありました。

課題としては、問題が多様化、また複合・複雑化しているため、専門性を持った職員の配置が必要と考えています。

【生活困窮者自立支援事業費】

○委員（小野志保） 新規支援者数と継続中の支援者数を教えてください。

自立につながった支援者数を教えてください。

住宅確保給付金の支給人数と支給額を教えてください。

○塩崎生活福祉課長 まず、新規支援者数と継続中の支援者数については、令和3年度の新規支援者数は591人です。

また、591人のうち、支援を継続している方の人数は364人です。

次に、自立につながった支援者数については、

新規支援者数591人のうち、就労等による収入増で自立に至ったのが16人、他法活用等により困窮状態を解消し、自立に至ったのが2人、家計改善により自立に至ったのが17人、合計35人が経済的自立を図れたと認識しています。

次に、住居確保給付金については、令和2年度からの継続分が46世帯で、支給額は779万8,358円、令和3年度申請分は、58世帯で、支給額は1,114万4,412円で、支給額の合計額は1,894万2,770円です。

○委員（小野志保） 新規の方で591名、継続中で364名と、継続中が多いですが、自立につながらない原因が分かれば教えてください。

○塩崎生活福祉課長 自立相談支援センターには、生活上の心配や不安で多くの相談が持ち込まれており、相談内容は多岐にわたり、早期に解決するものもあれば、非常に複雑で困難な問題を抱えているケースもあり、その場合は、息の長い支援が必要となります。こうした非常に複雑で困難な問題もあり、継続となっています。

【家族介護者慰労金支給事業費】

○委員（井谷幸恵） 制度の概要について教えてください。

2点目は、対象者の人数を教えてください。

3点目は、利用者の声はいかがでしょうか。

4点目は、この制度の周知は十分にできているでしょうか。

○東田介護福祉課長 まず、制度の概要については、市内在住で中重度の介護を要する65歳以上の高齢者を在宅で介護している介護者に対し、要介護者の介護保険料所得段階により、月額5,000円もしくは7,000円を年2回、在宅期間に応じて半年分ずつ支給する制度です。

次に、対象者の人数については、令和3年度は114名に支給しています。

次に、利用者の声については、家族介護者慰労金支給対象者は、非課税世帯であり、さらに在宅で介護しているため、慰労金を介護費用の一部に充てることができるなど、慰労金支給はありがたいという声を多く頂戴しています。

最後に、制度の周知については、新居浜市ホームページに掲載し、ケアマネジャーにも十分に周知しています。

また、介護認定の認定結果通知を郵送する際に、介護度4以上の対象者の方に制度の内容、申

請方法等を記載した案内文を同封しています。

また、市介護福祉課窓口には紙おむつ等の支給申請に来た方にも、周知、御案内をしています。

○委員（井谷幸恵） 対象者の人数ですが、支給した人数ではなく、支給できる条件を満たす人数のことなのですが、いかがでしょうか。

○東田介護福祉課長 把握しているのは、支給人数で、対象という形では現在資料はありません。

【見守り推進員活動費】

○副委員長（小野辰夫） 見守り推進員と民生委員さんとの報酬の格差が大きい理由は何ですか。

2番目に、見守り推進員の報酬変更は予定ないのか、お伺いします。

○東田介護福祉課長 まず、見守り推進員には、対象者1名につき一月当たり100円、年間1,200円をお支払いし、一方、民生委員は、無報酬ではありますが、活動実費弁償費として、各校区に1名当たり年間12万400円を支出しています。

見守り推進員は、見守りを要する独居高齢者について週1回の安否確認を行います。民生委員は、児童委員を兼ねており、また高齢者や障害のある方の安否確認や見守り、子供たちへの声かけ、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配事などの相談に応じるなど、多岐にわたる役割を担っています。民生委員は、非常勤の地方公務員であり、役割も勘案すると、報酬等の額については、単純な比較は難しいと考えています。

次に、見守り推進員の報酬変更については、業務委託先である新居浜市社会福祉協議会と定期的な問題点等について協議を行っており、見守り対象者1名につき一月当たり100円の報酬についても、予算との兼ね合いを考えながら協議を継続していきます。

【ファミリーサポートセンター事業費】

○委員（河内優子） 利用者の声は、どのような声がありますか、お伺いします。

事業の課題と改善策についてお伺いします。

○高畑子育て支援課長 まず、利用者からは、助かっている、利用する前に顔合わせをするため、相手のことを知れ、安心して依頼できる、人とのつながりが広がったなどの御意見がある一方、利用までの手続が面倒である、急な依頼が困難などの改善を望む御意見もあります。

次に、課題は、提供会員の高齢化により、活動

できる会員が限定され、新規の依頼が受けにくくなっていること、またニーズが多様化し、十分に対応できなくなっていることです。

改善策として、提供会員を増やすために、転入者等ターゲットを絞った勧誘や初回活動時にはアドバイザーが同行するなど、新規の提供会員の不安を払拭することが重要と考えています。

【愛顔の子育て応援事業費】

○委員（白川誉） 1つ目、市内登録店舗に対して支払っている助成金の詳細について教えてください。

2つ目、本事業の利用者ウェブアンケート結果から、新たな発見や課題はありましたか。

3つ目、本事業について、電子決済の検討はされましたか。県庁からは、利用者から希望の声が出ているようで、新居浜市が電子決済への変更に向向きでしたら、当方も必要な対応について検討するという回答が来ているのですが、いかがでしょうか。

○高畑子育て支援課長 まず、市内登録店舗に対して支払っている助成金については、愛媛県と市が連携して実施している第2子以降対象の愛顔っ子応援券は、17社、45店舗に対して2,216万9,000円、市が単独で実施している第1子対象のはまっこすたあと応援券は、17社、41店舗に対して714万3,000円となっています。

次に、利用者ウェブアンケート結果からの新たな発見や課題については、愛媛県子育て支援課が行ったアンケートでは、購入対象商品の拡充、使用期限の延長などの要望を知ることができ、またおむつの購入には、ドラッグストアを利用される方が多いなどの消費行動が見てとれます。

なお、全員が事業を継続すべきと回答されており、子育て世帯に大変喜ばれている事業であると改めて認識しています。

次に、電子決済の検討については、検討はしましたが、現在行っている事業所側への実績払いとの整理など、愛媛県と協議すべき点が多々あるものと考えています。

○委員（白川誉） 県と協議することが多々あるということなのですが、どのようなことがあるのでしょうか。

○高畑子育て支援課長 まず、協力店舗側のシステムの開発経費、利用料等のランニングコストなどを踏まえた検討が必要と考えています。

○委員（白川誉） システムに連動しなくても、QRコード決済など、そういう仕組みをつくれればすぐできると思うのですが、いかがでしょうか。

○高畑子育て支援課長 県内他市への転出、県内他市からの転入の場合の調整が現時点で困難と考えています。

【子ども食堂開催支援事業費】

○委員（小野志保） 事業費を活用した子ども食堂の数は幾つでしょうか。120万円の予算に対し、9万8,000円になった理由は何でしょうか。再開、継続につながった子ども食堂の数は何件でしょうか。子ども食堂の現状の把握をしたでしょうか。

○高畑子育て支援課長 子ども食堂開催支援事業費を活用した子ども食堂の数は、1か所です。

120万円の予算に対し、9万8,000円になった理由については、本事業は、コロナ禍により、活動の継続や再開に苦慮する子ども食堂を支援するため、感染防止用の資機材購入費用10万円を上限として助成する令和3年度愛媛県子ども食堂開催支援事業の市の負担割合3分の1を計上したものです。

愛媛県が把握する本市の子ども食堂12か所分を計上しましたが、その後、団体に対し補助内容の説明を行ったところ、申請があったのは1か所のみでした。

再開、継続につながった子ども食堂の数については、補助を行った1か所については、食堂開催継続につながり、大変助かったとお声をいただいています。

次に、子ども食堂の現状把握をしたかについて、本事業を案内する際に現状を確認したところ、三密防止等会場の制約により活動を休止する食堂がある一方、約半数の食堂は、お弁当や食材の配布に切り替える等して活動を継続していました。

【一時保育対策費】

○委員（河内優子） 無園児対策が問われるようになりましたが、保育園の一時保育は、どのような理由で利用されている方が多いでしょうか、お伺いします。

現在、若宮保育園1園ですが、多様なニーズに十分に対応できていますでしょうか、お伺いします。

○正岡こども保育課長 まず、令和3年度の一時

保育利用児童数は、延べ1,862人で、そのうち最も多い理由は、学校行事への参加や育児疲れのリフレッシュで、延べ1,154人でした。そのほか、保護者の就労や出産、病気、看護など、一時的、緊急的な要件で利用されています。

次に、現在1日当たりの一時保育利用児童数は、平均6.4人で、乳児等低年齢児の申込みが重なった場合など、日によっては予約を受けられない場合もありますが、ほぼ希望に添った利用が可能です。

利用者は、リピーターが多く、このサービスを知らないために利用していない方など、潜在的なニーズはあると認識しており、今後においても、利用したい人が適切に利用できる体制を整えてまいりたいと考えています。

【生活保護適正化事業費】

○委員（井谷幸恵） 1点目は、新たに県支出金が入っている理由は何でしょうか。2点目は、その内訳を教えてください。3点目は、扶養照会は不要と判断したケースはあつたでしょうか、どれぐらいあつたでしょうか。4点目は、扶養照会をした件数のうち、経済的援助につながった割合はどのくらいでしょうか、お尋ねします。

○塩崎生活福祉課長 まず、新たに県支出金が入った理由については、この県支出金の内容は、令和3年度に実施した国民生活基礎調査等に係る交付金です。本調査は、昭和61年から毎年実施していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施されなかったことから、交付金が交付されませんでした。令和3年度は、2年ぶりに調査を実施したことから、交付金が交付されたものです。

次に、事業費1,600万5,000円の内訳ですが、会計年度任用職員の警察OBや就労支援員等に支払う報酬、給与、共済費等が669万6,000円、需用費が保護手帳ほか消耗品や事務処理上必要な印刷費などで50万6,000円、役務費が扶養義務調査に係る通信運搬費と医療点数等の点検をしている社会保険診療報酬支払金への手数料として366万7,000円、委託料が医療内容を審査している医師への委託料とレセプト管理システム保守料として222万2,000円、使用料及び賃借料が、生活保護システムリース料として291万4,000円です。

次に、扶養照会を不要としたケースについてですが、令和3年度に新たに生活保護を開始した世

帯は94世帯で、その扶養義務者数は339人です。このうち、扶養照会を不要と判断したものは、おおむね70歳以上の高齢者、扶養義務者と10年程度音信不通である場合、親族がDV加害者である場合、扶養義務者から縁を切られ、著しい関係不良に陥っている場合などの145人で、その割合は約43%です。

次に、扶養照会をした件数のうち、経済的援助につながった割合については、先ほど説明した扶養照会で照会を実施した194人のうち、1名の方から経済的援助を受けることができるようになり、その割合は0.5%です。

○委員（井谷幸恵） コロナ禍であるのにあまり生活保護の認定が増えていないとお聞きしたのですが、どのように御覧になっていますか。

○塩崎生活福祉課長 これは、新型コロナウイルス感染症の影響で離職したり、収入が減少したりした世帯を対象として、国が実施している生活福祉資金特例貸付制度や住居確保給付金、また生活困窮者自立支援金等の活用により、生活保護世帯の増加に至ってない要因と考えられます。

【救急医療体制整備費】

○委員（神野恭多） 医業収入額は幾らですか。当初の予算額、補正予算額、歳出詳細を教えてください。

次に、発熱患者の診療や抗原検査の実施は検討されましたか。そして、決算内容を本市ではどのように受け止められていますか。

○佐々木健康政策課長 まず、医業収入についてですが、2,779万2,422円となっています。

救急医療体制整備費の当初予算額については8,111万5,000円、補正予算として4,643万2,000円を追加して、補正後の予算額は1億2,754万7,000円でした。

歳出1億1,751万7,851円の詳細については、在宅当番医制運営事業委託料が418万円、急患センター施設管理等に147万5,972円、医師会への急患センター運営補助が、急患センターの運営費総額に対する赤字補填として1億1,186万1,879円となっています。

次に、発熱患者の診療や抗原検査の実施については、新居浜市医師会と市とで協議を行い、急患センターでの実施について検討しましたが、令和3年6月議会でもお答えしたとおり、現在の急患センターは、一般患者用、感染者用の動線が確保

できないこと、急患センターが担う役割や機能が、他の医療機関と異なることから、他の診療所や検査機関と同様の発熱患者への対応は難しいと医師会から伺っています。しかし、感染者が急増した令和4年8月、9月には、医師会が日曜日と祝日に医師、看護師、薬剤師等を増やして急患センターの屋外で発熱患者の抗原検査、診療を行うなど、御努力いただいています。

最後に、決算内容については、受診者数が減少したことに伴い、医業収入額が例年よりかなり減少していますが、コロナ禍による影響で一時的なものではないかと考えています。

○委員（神野恭多） コロナ以前には、インフルエンザの抗原検査を行っていたと思いますし、インフルエンザの抗ウイルス薬の予防投与もしていたと伺っていますが、コロナ以前にそれを中止し、それによって患者数は減少したというお話も伺っています。全てをコロナのせいにするのではなく、そういったもの一つ一つの検証はしているのでしょうか。

○佐々木健康政策課長 一つ一つの検証というのは、現時点ではできていません。コロナについては医師会と検討した内容となっています。

○委員（神野恭多） 令和5年には新しい急患センターの建設も予定されている中で、今しっかりと医師会と話をしておかないと、今後大変なことになると思い質問しています。まず医師会と行政が一緒になって今後経営状況を改善する気はあるのか教えてください。

○古川福祉部長 医師会とは、建設に向けた話合いもしていますが、その中で様々な現在の状況について意見交換しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響については、つい先日も医師会長等とお話をしましたが、その中でも一つ一つの現象、受診者の増減に関し、コロナが終息した後どこまで利用が同じ数字まで戻るのかについても意見交換しています。その中で、医師会からも経営については今後積極的な運用についてお話をいただいていますので、意見を伺ったような方向も含めて、今後医師会と協議を進めていきたいと思えます。

○委員（神野恭多） 急患センターの設置の目的を教えてください。

○佐々木健康政策課長 急患センターは、市内の一次救急に対応するために設置されました。現在

休日、夜間及び深夜帯において二次救急に至る前の一次救急として機能しています。

【母子保健推進費】

○委員（越智克範） 令和2年度から助成費が20万円に引き上げられたと思いますが、その効果をどのように評価していますか。

この事業費のここ数年の推移は、どのようになっていますか。今年度の利用者数が増えているということを見ると、事業費も同様に増えているのですか。

本件に関わる国の制度は、最近変わってきていますが、新居浜市の助成内容はどのようですか。県の補助との関連を含め、全体の進め方はどのように考えていますか。

○渡辺保健センター所長 まず、特定不妊治療費助成事業費の評価については、特定不妊治療費の助成金額は、令和2年4月以降の治療開始分から、愛媛県の助成額の上限30万円に加えて、本市が20万円を上限に助成し、合わせて1人最大50万円までの助成としていました。

その評価としては、令和3年度不妊治療費の申請者123件のうち、約8割に当たる94件で自己負担が生じておらず、不妊治療を受けることができしており、この制度により、経済的負担や精神的負担の軽減につながり、不妊治療に前向きに取り組む夫婦が増加するなど、大変効果があったと考えています。

次に、特定不妊治療費助成事業の事業費及び利用件数の推移については、まず、3年間の決算額としては、平成31年度307万6,587円、令和2年度は815万2,685円、令和3年度は1,322万9,086円です。

次に、利用件数については、平成31年度は72件、令和2年度は83件、令和3年度は123件で、事業費、利用件数共に年々増加傾向で推移しています。

次に、国の制度変更にあたっての本市の助成内容と進め方については、不妊治療は令和3年度まで健康保険の適用外であり、経済的負担が大きいことから、愛媛県では、助成額を上限30万円、本市の助成額20万円で助成を行っていました。令和4年4月からは、不妊治療が健康保険の適用になったことに伴い、愛媛県の助成が廃止となり、県内のほとんどの市町も助成を廃止していますが、本市は自己負担額が基本的に増えることがないよ

う、制度設計を行い、負担軽減を継続していません。

具体的には、令和3年度の平均的な治療を受けた人の治療費が約30万円でしたので、保険適用後の自己負担分3割に当たる9万円を上限に助成を行うこととしました。

次に、全体の進め方については、令和元年度の国の調査では、全国の数字ではありますが、不妊治療を受ける夫婦が約5.5組に1組、不妊治療によって誕生する子供が14.3人に1人となっており、大変重要な施策であると言えます。今後も必要とするより多くの方に、経済的にも心理的にも負担が少なくなるよう、制度上の細かな配慮を継続してまいりたいと考えています。

○委員（越智克範） この制度を入れることによって、出生率のアップや出産の増加につながっていると考えますか。

○渡辺保健センター所長 この不妊治療は、1人6回までできるのですが、治療を受けたからといって、全員妊娠するわけではありません。市のほうで把握している人数については、令和元年度申請数36件に対して母子手帳発行件数が16件、令和2年度申請数23件に対して母子手帳発行件数が12件、令和3年度申請数45件に対して、母子手帳発行件数が27件となっています。

○委員（越智克範） 少し効果が出てきていると見ていいのでしょうか。

○渡辺保健センター所長 統計上ですが、平成30年4月から令和4年1月末までの3年10か月の期間に妊娠届出数2,991名に対する不妊治療において授かった方の割合が299名、約1割という結果になっており、年間約800名の出生に対し約1割、80名の方が不妊治療によって授かっており、有効的だと考えています。

【新居浜市医師確保奨学金貸付事業費】

○副委員長（小野辰夫） 1番目は、何名の応募がありましたか。

2番目に、親の年収制限の撤廃はいかがだったでしょうか。

3番目に、複数の応募者が出た場合、優秀な学生であっても、定員で絞られるのでしょうか。

○佐々木健康政策課長 まず、応募者については、令和3年度は2名の応募があり、2名とも貸付契約を締結しました。

次に、親の年収制限についてですが、制度開始

当初は、応募者がいない年もあったことから、募集要件を見直し、市内の高校卒業要件、本人または保護者の住所要件を削除しました。その結果、令和2年度から毎年応募があり、第六次長期総合計画で目指している10年間で10人という目標が順調に達成できている状況です。

また、現行の所得制限は、保護者の年収約910万円以下に相当し、所得に関してお困りであるという相談はありません。

これらのことから、現時点では、募集要件の変更を予定していませんが、今後の応募状況によっては、必要により親の年収制限も含めた募集要件の見直しを検討したいと考えています。

最後に、複数の応募があった場合については、貸付契約は予算の範囲内で行うこととなっているので、予算の範囲を超える応募があった場合は、書類による審査に加えて、新居浜市医師確保奨学金貸付審査委員による面接を実施し、貸付けを承認する者を決定することとしています。現在までに予算の範囲を超えたために審査を行った事例はありません。

なお、貸付けが承認されなかった場合は、在学中であれば次年度以降に再度応募していただくことは可能となっています。

【休日夜間急患センター建設事業】

○委員（越智克範） 1つ目として、予算の大半が令和4年度に繰り越されていますが、計画の遅れはないのでしょうか。また、現施設が令和5年に契約完了となる見込みですが、問題にはならないのでしょうか。

2つ目として、設計はどの程度終了して、建設工程はどのようになっているのでしょうか。また、それに併せた費用計画はどのようになっていますか。

3つ目として、新規設置箇所の了解は取れているのでしょうか。特に問題は発生していないのか、お聞きします。

○佐々木健康政策課長 まず、令和4年度への繰越しについては、休日夜間急患センターの建て替えは、令和2年度末から建築住宅課で基本設計に着手し、令和3年度は基本設計の概要が固まったため、10月22日に実施設計として令和4年12月16日までの契約期間で設計委託を行いました。これに伴い、令和3年度予算のうち、令和3年度中に前金払いとして310万円を執行し、残り1,406万

4,000円を令和4年度に繰り越したものです。現在、設計の最終段階になりますが、これまでのスケジュールとしては、特に遅れは生じていません。

次に、設計の進捗、建設工程、費用については、現在、実施設計の概要が固まり、建設工程や費用について算出中の段階です。

次に、新規設置箇所の了解や課題についてですが、新規設置箇所は市所有地で、現施設の隣接地です。また、既存施設と同様の運用を予定していることから、現時点で特に問題は生じていません。

課題としては、現在、建築資材が高騰しており、その影響がどのようになるのか、懸念しています。

○委員（越智克範） 実施設計は令和4年度になるのですか。施設の完成はいつになりますか。

○佐々木健康政策課長 当初、令和6年度の完成を目指していたところですが、先ほど説明しましたように、現在、建設資材が高騰しており、そのあたりを勘案して、今後計画を立てていくことになると思います。

設計については、現在は実施設計の段階になっており、一部を令和3年度に執行して、残りを令和4年度に執行するという形になっています。

○委員（越智克範） 令和5年度に現施設の契約が完了になるのであれば、新施設が令和6年末完成と言ったと思いますが、どういう工程になりますか。

○佐々木健康政策課長 当初の予定では、令和4年度中に基本設計を固めて、固まり次第、工事の入札となりますが、令和5年度中に建設をして、令和6年の当初に完成を目指していました。

○委員（越智克範） 今はどういう工程で、その工程に遅れはないのですか。

○佐々木健康政策課長 現時点では、12月までに実施設計を立てるという工程になっており、遅れは生じていません。契約期間を12月16日までの予定にしていますので、これができないことにはその次の工程には移れません。

○委員（越智克範） 令和4年度に実施設計すると、令和5年度中に工事が完成することになりますが、1年間で完成するのですか。

○委員（越智克範） ここで話しても工程がよく見えないので、工程がある程度できた段階でいい

ので、見せていただきたいと思います。

○委員（神野恭多） 先ほどの答弁の中で、同様の運用という言葉がありました。何をもちの同様の運用なのでしょうか。

○佐々木健康政策課長 今現在、実施している急患センターとほぼ同じ内容での運用を想定しています。

【国民健康保険事業特別会計】

○委員（伊藤嘉秀） 歳入歳出決算書の38ページでは、財産収入、運用収入として100万円を見込んでいますが、決算では19万9,425円と、見込みの20%弱しか上げられてない理由を教えてください。

○菅国保課長 財産収入、運用収入については、財政課で一括運用されています国民健康保険財政調整基金の運用利子となっており、利子の見込み減によるものです。

【介護保険事業特別会計】

○委員（伊藤嘉秀） 歳入歳出決算書48ページでは、財産収入、運用収入として200万円を見込んでいますが、決算では87万1,527円と、見込みの43%にしか達していない理由を教えてください。

○東田介護福祉課長 先ほどと同様に、運用収入については、財政課で一括運用されています介護給付費準備基金の運用利子となっており、利子の見込み減によるものです。

○委員（伊藤嘉秀） 今お話しいただいたように、全体の運用基金として財政課のほうで取りまとめて運用されていると思いますが、それぞれ決算が違い、要するに収入されたパーセンテージが違っているのはなぜでしょうか。

○藤田財政課長 基金残高に応じて利子の金額をそれぞれ振り分けますので、当初見込みの財産運用収入に対して乖離が生じてきます。

また、基金の残高についても、例えば短期国債の購入や、3か月の定期で回したりするなど、いろんなパターンで運用しているため、それらによって財産の運用利子収入は変わってきています。

○委員（伊藤嘉秀） 各課が運用の仕方を変えているわけではなく、一括して運用の仕方をそれぞれ考えられていると思いますが、各課で決算を立てて、100万円と200万円とありますが、予算に対する収入のパーセンテージが違っているということは、財政課が決算金額あるいは利率の全体的に統一した情報を流して予算書をつくるべきではな

いかと思いますが、いかがでしょうか。

○藤田財政課長 先ほど説明しましたが、まず基金残高が違ってきます。介護事業であれば、積立金を国へ償還などをしており、時期のずれなどにより1億円などの乖離が生じるため、読み切れないところがあります。最終的には先ほど説明したように、基金の残高に応じて配分しますので、なかなか読み切れないというのが当初予算の段階では発生してきます。

○委員（井谷幸恵） 認知症高齢者地域支え合い事業費は、前の年は包括的支援事業に含まれていましたが、令和3年度は任意事業費になっています。この認知症総合支援事業と地域支え合い事業の内容の違いを教えてください。

2点目は、家族介護者慰労金支援事業費が、前年は4万5,000円から今年ゼロになっていますが、なぜでしょうか。

3点目は、この地域支援事業費は、前年度と比べて減額になっていますが、その中の包括的支援事業費だけは増額されている理由はどういったことでしょうか。

○阿部地域包括支援センター所長 まず、認知症総合支援事業と認知症高齢者地域支え合い事業の内容の違いについては、包括的支援事業費は、ケアマネジメントや介護予防事業以外の高齢者への直接的な支援を行ったり、その体制を構築したりするための分野であり、総合相談、権利擁護に関する事業等を推進しているものです。

認知症総合支援事業については、認知症初期集中支援チームの対応や認知症行方不明者を早期に発見しようとするオレンジネットワークの運営など、認知症の方への直接的な支援を行う事業として包括的支援事業費に分類されるものです。

任意事業費については、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で行う事業分野であり、認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェの支援を推進しています。

認知症高齢者地域支え合い事業については、市民誰もが認知症について正しく理解し、支援が行われることを目的とした市民を対象にした環境づくりに関する事業として任意事業に分類されています。

令和2年度と令和3年度の事業名の変更は、令和2年度まで一本で事業化していたものを、国の分類に合わせて分割して事業化したためです。

次に、地域支援事業費が前年度と比べ減額になっていることについてですが、まず地域支援事業費については、新型コロナウイルス感染症の影響で、計画どおり実施できなかった事業があり、結果として全体の決算額が減少したものです。

また、そのうちの包括的支援事業費が増えた主な理由としては、これまで介護予防ケアマネジメント費に計上していた会計年度任用職員3名及び介護予防一般高齢者施策事業費に計上していた会計年度任用職員1名分の計4名分の人件費について、包括的支援事業費の地域包括支援センター管理事業費へ人件費の組替えを行ったもので、こちらについても、国の事業メニューの分類に従い変更したものです。

○東田介護福祉課長 地域支援事業費における家族介護者慰労金支給事業費については、原則として、要介護者の方が慰労金支給前1年間、介護サービスを全く受けていないことが条件となります。令和3年度については、慰労金支給対象の要介護者は、全て支給前1年間に何らかの介護サービスを受けていたため、該当者がなく、支給がありませんでしたので、ゼロ円となっています。

午後 2時55分休憩

午後 3時08分再開

認定第2号 第3グループ質疑

○委員長（永易英寿） 審査に入る前に、資料の配付についてお知らせします。

お手元に令和3年度決算索引の差し替えについてを配付しています。

【防犯協会等活動費】

○委員（白川誉） 1つ目、運営事業補助の中身を教えてください。2つ目、市民や事業者から防犯カメラの設置希望が出た場合の業務フローを教えてください。3つ目、防犯協会の課題等は、ヒアリングされていますか。

○高橋危機管理課長 まず、運営事業補助の中身について、新居浜地区防犯協会運営事業補助金は、新居浜地区防犯協会会則第5条に規定する事業などの実施を対象としており、対象経費は、職員の人件費、愛媛県防犯協会連合会、全国少年警察協会員連絡協議会、愛媛県非行防止対策協議会への負担金、その他防犯協会運営事業実施に要する経費となっています。

次に、市民や事業者から防犯カメラ設置希望が出た場合の業務フローについては、防犯カメラの設置は、新居浜警察署、新居浜市連合自治会、新居浜商工会議所と市が連携して構築した防犯ネットワークによる安全、安心に配慮した環境づくりの活動の一つとして実施されており、市が新居浜地区防犯協会に対し補助金を支出し、防犯カメラ設置事業として、新居浜地区防犯協会が事件発生、または周辺での不審者の目撃情報のある箇所の公共施設を候補に、優先度が高い施設に対して効果的に設置を行うこととしています。市民や事業者から設置希望が出た場合については、希望箇所が設置候補施設となっているかを確認し、候補施設でない場合は、希望箇所の周辺の状況、設置が可能な公共施設の有無等を調査した上で、事業実施者である新居浜地区防犯協会が判断することになります。

次に、防犯協会の課題等のヒアリングについて、防犯協会の課題等は、例年6月頃に開催しています防犯協会総会前の打合せなどの際に、非行少年の減少や高齢者を標的とした特殊詐欺被害防止のため、警察活動と両輪となる地域安全活動を今後とも充実していかなければならないこと、また賛助会費収入の維持拡充、支部活動員の高齢化等が課題となっていると聞いています。

○委員（白川誉） 2番目の質問の答弁は、結局公共施設しかやらないということでしょうか。実際に何度か相談に行ったこともあるとは思いますが、防犯協会に行くと、寄附が集まらないと民間のところは防犯カメラをつけられないというような形の周知をされているようで、市民の方にはフローが分からないので、いま一度お尋ねしたのですが、防犯カメラの設置は、公共施設以外でも進めていくことは考えられているのでしょうか。

○高橋危機管理課長 市の補助金を用いて設置する場合においては、先ほど説明したとおり、公共施設に設置する形で事業を展開しています。防犯協会は、民間の場所にも設置することを考慮して、市民、事業者等から寄附を募っているような状況になっています。

○委員（白川誉） 要は、民間から依頼があったものに対しては、民間でやるといいますか、防犯協会に相談を入れて、その範疇で行い、そこに対して市は補助するようなことは、この制度ではな

いという認識でよろしいのでしょうか。

○高橋危機管理課長 市の補助金が入っている事業に関しては、公共施設に設置するということであり、防犯協会が独自に寄附を集めている部分は、民間施設に設置することも可能ではないかと考えています。

【地域づくり促進事業費】

○副委員長（小野辰夫） 1つ目は、自治会の令和3年度の加入率はいかがでしょうか。2つ目は、宮西地区、中萩地区をモデル地区として計画を進められていますが、その成果、進捗状況はいかがですか。3つ目は、全ての校区に拡大していくのでしょうか。

○藤田地域コミュニティ課長 令和4年1月1日現在における自治会加入率は57.9%であり、前年と比較して2.2ポイント減少しています。

次に、令和3年度から2か年で宮西校区と中萩校区で進めている地域まちづくり組織設立モデル事業については、地域内の様々な団体等が連携、協力し、地域住民へのアンケートの実施やワークショップなどの手法により、地域が抱える課題や地域資源を抽出し、地域課題の解決に向けた地域で取り組む事業を選定するなど、協議を行ってきました。今年度2年目に入りましたが、さらに協議を進めており、年内をめどに、地域住民自らの手で地域のまちづくりの指針となる地域まちづくり計画を策定し、その後、組織の規約や運営体制の整備を進め、今年度末には設立総会を開催し、地域まちづくり組織が設立されるように取り組んでいるところです。

2校区での組織設立モデル事業は、今年度で終了するため、モデル事業で得られた成果、課題やそのプロセスを公開しながら、他の校区の設立準備に着手したいと考えていますが、地域によって人口規模、年齢構成、地域人材の有無など、それぞれの地域特性や実情が違っていることから、まずは全校区において新しいまちづくり組織が設立されることを目指し、地域の方々としっかり話し合いながら、段階的に進めていきたいと考えています。

○副委員長（小野辰夫） この事業を非常に楽しみにしていますが、今年で終わりという中で、これが成功したのかどうかをいつまでに判断するのでしょうか。

○藤田地域コミュニティ課長 昨年から2か年で

行っているモデル事業は、新しい組織をつくるためのモデル事業として取り組んでおり、来年度以降、どう運営していくかを地域の皆さんで協議してもらっている状況です。新しい組織は設立できるような方向で動いていますが、実際に運営していくのは、来年度以降になりますので、そのあたりの状況等を見ながら、全校区に拡大するかどうか判断していきたいと考えています。

○委員（藤原雅彦） モデル地域は、宮西地区、中萩地区ということで校区のことだと思いますが、宮西校区、中萩校区の現在の自治会加入率を教えてください。

○藤田地域コミュニティ課長 加入率は、宮西校区が47.5%、中萩校区が57.5%となっています。

○委員（大條雅久） モデル地区の選定に当たっては、1年をかけて組織ができるかできないかという答弁だったと思いますが、ある程度のめどがあって、2つの地区を選ばれたのではないですか。

○藤田地域コミュニティ課長 令和3年に新居浜市地域コミュニティ基本指針を策定し、全校区で取り組んでいこうとしています。予算の関係もあり、モデル事業として2校区を先行して実施してみ、その状況を見ながら進めていきたいとしているところです。

○委員（大條雅久） 組織づくりだけを話されていますが、動きにしても、活動にしても、他の校区のモデルになりそうな見込みがあって手を挙げられた校区の中で2つを選ばれたのではないですか。1年をかけてようやく組織ができるというのは、正直ぴんとこないのですが。

○藤田地域コミュニティ課長 まず、取組を進めるに当たり、連合自治会とも話をし、取組ができる校区に手を挙げていただき、その中から今回、宮西校区、中萩校区の2校区をモデル事業として選定して進めています。地域によっては、取組を進めることが難しいと考えるところもあるみたいですが、全体としては取組を進めていくという方向性は一致していると考えています。

○委員（大條雅久） 進捗は別として、1年の成果にはどのようなものがありますか。

○藤田地域コミュニティ課長 この2年間でいろいろな協議を重ね、ワークショップ等も複数回開催しています。地域のネットワークも形成されてきており、その中で一つの新しい組織を誕生させ

るよう、皆さんが協力しながら、来年度以降の具体的な取組について、地域の中で考えてもらっています。そういったところが成果であると考えています。

【防災用品備蓄費】

○委員（小野志保） 新しく購入した物は何でしょうか。

○高橋危機管理課長 令和3年度において、分散備蓄のローリングストック分以外に新たに購入した品目としては、消毒用アルコールタオル、ペーパータオル、ビニール袋、手指消毒用アルコール、使い捨てニトリル手袋の衛生用品と、折り畳みコンテナボックスで、コンテナボックスに詰めて、各小中学校、ワクリエ新居浜に配布しています。

【家具転倒防止等推進費】

○委員（米谷和之） ここ5年間の実績を教えてください。次に、利用者増に向けてどのような取組を行ったのか、教えてください。

○高橋危機管理課長 過去5年間の実績については、平成29年度は24件、平成30年度は20件、令和元年度は16件、令和2年度は11件、令和3年度は9件となっています。

次に、利用者増の取組については、市政日より、公民館報、ホームページへの掲載、コミュニティFMの番組内での放送、防災センター利用者や出前講座受講者への説明のほか、防災イベントの際に専用のブースを設けるなどにより周知を図っています。

○委員（米谷和之） 実績を見ると、コンスタントに減ってきているようです。利用者増に向けての令和3年度の取組ですが、私もほんの何件かですがお手伝いさせていただいたことがあります。ほとんどが高齢者の方でしたが、この事業は知らない方が玄関に来てアンケートを書いて終わりというのではなく、寝室や居間へ入ってきたりされるわけです。そういうことに対する抵抗が非常に大きいため、相談するにしても、ふだんから顔見知りの自治会の方や、あるいは民生委員の仕事をやたら増やしていいというわけではないですが、民生委員などの方々に協力していただくというようなやり方が非常に効果的だと思います。他市でもそういうことで効果を上げているところがあることは御存じだと思います。令和3年度は、危機管理統括部長がいて、まさにそういう時期に

福祉と連携をする、あるいは自治会と連携するなど、大いにこの事業を推進する必要があるし、私は非常に効果的な事業だと思っており、そういうことができる要素はあったと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋危機管理課長 事業の積極的な推進については、令和3年度まで事業実績は右肩下がりの方況でしたが、昨年度、一昨年度の周知の成果により、今年度は9月時点で9件と右肩上がりの方向に転じています。委員さんの御指摘のとおり、福祉関係部局や自治会等の関係者とも連携して、さらに取組を進めるように考えていきます。

【花いっぱいのまちづくり事業費】

○委員（篠原茂） 交付金事業の規定は、どのようになっているのでしょうか。

次に、地域への交付金支出の継続は考えていますか。花は毎年種から育てていますから、経費は毎年かかります。

○藤田地域コミュニティ課長 交付金の規定については、新居浜市花いっぱいのまちづくり事業交付金交付要綱に定めており、新居浜市内において花いっぱいを継続して行うことができる地域住民等で構成する団体を対象とし、主要な公共道路等、多くの人の目につく場所において、プランターの場合、最低100個以上、路地植えの場合、最低100平米以上実施することを条件に交付金を交付することとしています。

ただし、ほかの補助金等の対象となっている事業内容については対象としていません。

次に、交付金支出の継続については、今後も花いっぱいをまちづくりを推進していくため、対象となる団体に対し、交付金の支出を継続していきたいと考えています。

○委員（篠原茂） 規定のところでプランターであれば100個、面積であれば100平米と言われましたが、泉川校区であればそのような箇所はまだ何か所もありますが、申請はできるのでしょうか。

○藤田地域コミュニティ課長 今現在、様々な制度の下で花いっぱい運動は展開されていると考えており、例えば泉川校区であればほかの路線でも大がかりにしていると思いますが、地域コミュニティ課でコミュニティ活性化事業交付金を連合自治会に通じて出しており、その中で取り組まれている花いっぱい運動については、その交付金の中でしていただきたいと考えています。

○委員（篠原茂） まちづくりの花いっぱい運動は、一回花を植えたら何年も花を植えなくてもいいというわけではなく、毎年種から育てて花を植えなければならないから、私たちはそんなにたくさんのお金を頂戴したいというわけではないですが、種代や肥料代、土代などの経費をプランター100個、100平米以上のところには支給していただきたいということがあります。規定があるのであれば構いませんが、お金がないのは事実ですので、よろしくお願いいたします。

【国際交流協会運営費】

○委員（河内優子） 事業内容と課題について伺います。

○藤田地域コミュニティ課長 国際交流協会では、外国人の生活支援と地域の国際化の推進の大きく2つの事業を実施しています。外国人の生活支援では、夜間及び日曜日の日本語学習事業、各種の生活相談、外国人のごみの分別研修などを実施するとともに、生活に関するサービスや災害情報等をホームページやフェイスブック、LINE等を通じて多言語で提供しました。

地域の国際化に関する事業では、外国文化等に関する講座、共生のまちづくり講座、地域の子供たちとの多文化交流、ベトナム語、韓国語、中国語の外国語講座などを実施しました。

なお、課題ですが、昨年度もコロナ禍でイベントや交流活動の中止が相次いだため、コロナ禍においても支援や各種事業ができるようなオンライン等を活用した情報収集や発信などの仕組みづくりや工夫などが必要であると考えています。

○委員（小野志保） 1番、どのような国際交流活動をしましたか。また、参加された外国人の人数と日本人の人数を教えてください。

2番、相談は何件あって、何件解決されたのでしょうか。

3番、令和3年度に国際交流協会に来られた外国人の人数は何人でしょうか。

4番、令和元年度918万5,000円、令和2年度990万1,000円、令和3年度1,001万1,000円と、年々増加している理由は何でしょうか。

5番、国際交流協会の認知度は、前年度と比較して向上しましたか。

○藤田地域コミュニティ課長 国際交流活動の内容については、料理教室、異文化理解講座などの各種講座、子供たちとの異文化交流、クリスマス

マルシェ、あかがねシネマとのコラボ上映などの各種イベント、外国人対象の日本語教室、ごみの出し方研修会、ボランティア日本語教師養成講座などを実施しました。

参加された外国人は延べ1,703名、日本人は638名、全体で2,341名です。

次に、相談件数等については、日本語学習に関するもの、生活支援に関するもの、コロナ禍のワクチン接種や各種手続に関するものなどで72件あり、これらの相談は全て解決しています。

次に、国際交流協会に来訪された外国人は、延べ135名です。

次に、決算額の増額の理由については、令和元年8月から本市で雇い入れていません国際交流員の報酬の増加、また令和3年度は、国の外国人受入環境整備交付金を活用して、相談窓口の広報用ポスター、チラシの作成、翻訳端末などの環境整備を行ったことによるものです。

次に、認知度については、はっきりした指標はありませんが、協会が開設しているフェイスブックが、令和2年度はいいねの数が50件程度でしたが、令和3年度は217件にまで達するなど、口コミやSNSの効果もあり、少しずつですが認知度が向上しているのではないかと考えています。

○委員（小野志保） 国際交流協会に来られた135名の外国人に対して日本人の方は何名来ましたか。多いか少ないかだけで結構です。

○藤田地域コミュニティ課長 日本人の数は統計されておらず把握していませんが、去年は文化センターがコロナの関係で4月から5月、8月から10月、1月末から2月末までと、全部で5か月間の休館もあった関係でこのように少ない数字になっています。

○委員（小野志保） 認知度をなぜお聞きしたかという、私がお会いする外国人の方にお聞きすると知らないという方が全員です。先ほどのいいねの数については、私もいいねをしていますので、これで認知度が上がったというのはどうなのかと思います。令和3年度にこれ以外で、認知度を上げるために何か取り組んだことはありましたか。

○藤田地域コミュニティ課長 決算額の増額のところでも説明しましたが、外国人受入環境整備交付金を活用した相談窓口の広報用ポスター、チラシを作って配布をするなど、広報活動には努めて

きましたので、認知度は以前よりは上がっているものと考えています。

○委員（小野志保） どこに配布をしましたか。

○藤田地域コミュニティ課長 学校へ配布したと聞いています。

【ボランティア活動推進事業費】

○委員（小野志保） 1番、登録団体、法人数を教えてください。2番、付与されたポイント数と獲得人数、また実施されたボランティア数は幾つでしょうか。3番、どのようなボランティアで付与されましたか。

○藤田地域コミュニティ課長 登録団体は、令和4年3月末で50団体です。令和3年度は6万6,200ポイントを付与しました。

なお、65歳以上に対するポイントは、シルバーポイントとして介護保険特別会計での支出となり、5万8,800ポイントを別途付与しています。

獲得人数は、延べ114名です。実施されたボランティアの数は、20件です。

ボランティアの内容については、地域の見守り活動や消費生活モニター、障がい者福祉センターでの散歩、外出などの補助活動、切手収集活動、海岸の清掃活動などです。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種の予約補助ボランティアに対してもポイントを付与しています。

○委員（小野志保） 付与されたポイント数は6万6,200ポイントということでしたが、これはボランティアに参加した方に付与したポイント数ですか。先ほど話に出てきたシルバーポイントとは別ですか。

○藤田地域コミュニティ課長 ボランティア活動推進事業費の決算からすると、6万6,200ポイントで、全部地域コミュニティ課で付与していますが、会計上、65歳以上の方は介護保険特別会計を利用でき、福祉部で付与しています。そのため、全体としては6万6,200ポイントと5万8,800ポイントのボランティアがありましたが、ここの決算上は、6万6,200ポイントとなります。

【運転免許証自主返納促進事業費】

○副委員長（小野辰夫） 戦後の団塊の世代が後期高齢者となり、多くの返納者が増えると思われるが、令和2年の返納者と令和3年の返納者のアフターフォロー面で違いはありますか。

返納後に一番必要なことは、返納後の手足とな

るべき交通手段であるが、危機管理課としてそのような考えはあるのでしょうか。

○高橋危機管理課長 令和2年度と令和3年度の返納者への支援について違いはありませんが、令和4年度から、民間事業者の協力により、代行運転業者3社、自転車販売業者1社、飲食店1店舗、スーパーマーケット2店舗の支援が追加されています。

返納後の手足となる交通手段に対する危機管理課としての考えは、危機管理業務の中での対応は難しく、福祉や地域交通等の面での取組と考えており、今後関係部局と協議していきます。

○委員（近藤司） 令和3年度の運転免許証自主返納者は619人となっていますが、この制度ができてからの自主返納者の推移はどのようになっているのでしょうか。

2点目、自主返納者619人に対して、92万7,000円の事業費が使われていますが、1人当たりになると約1,500円になります。自主返納を促進するための事業費としては少ないと感じますが、どのように認識しているのでしょうか。例えば、あかがねポイントを付与するなどの制度を考えてはどうでしょうか。先ほどの答弁では、今後関係部局と連携を取って検討するというようなことでしたが、あかがねポイントのポイント率を自主返納者に多く与えたり、デマンドタクシーやバス、またタクシーを利用する場合にポイントを使用できるように考えるなどの検討をされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋危機管理課長 自主返納者の推移ですが、平成30年度から事業を開始しており、平成30年度は636人、令和元年度は767人、令和2年度は653人、令和3年度は619人で、4年間で合計2,675人に助成しています。

自主返納者に対する事業費が少ないと感じる中でのあかがねポイントの付与などの制度を考えてはどうかについて、本事業は、運転経歴証明書の発行に要する申請手数料として県証紙代1,100円及び証明書の郵送料として簡易書留代404円を助成することで、返納される方の負担を少なくするものです。

あかがねポイントの付与などについては、今後事業担当課と協議していきます。

○委員（神野恭多） 先ほどの答弁の中で、代行業者3社とありましたが、こういった形で協力い

ただいているのか、教えてください。

○高橋危機管理課長 代行業者3業者の支援については、県警察本部で事業協力をいただける方の把握とその内容について登録をしているもので、代行業者の支援内容は、代行運賃の1割引きと聞かれています。

○委員（神野恭多） 車に乗れないので代行は使えないと思うのですが、その辺がもし分かれば教えてください。

○高橋危機管理課長 支援の内容については、代行運賃の1割引きということで、確かに運転免許を返納されている方の支援ということにはならないかと思います。詳しい内容については、今把握をしていませんので、警察に問合せをします。

【住宅新築資金等貸付金償還事業費】

○委員（大條雅久） 財源の内訳について説明をお願いします。

諸収入とはどんな収入でしょうか。また、本事業に係る収支は249万4,000円で全てということですか。

○上野人権擁護課長 まず、財源については、事業費249万4,000円のうち、県支出金34万8,000円及び諸収入214万6,000円となります。このうち、県支出金については、国、県の補助事業である住宅新築資金等貸付助成事業を利用し、当年度における滞納者に係る処理数等に応じ、県から補助金支出を受けています。

諸収入については滞納者からの支払金、いわゆる貸付金元利収入で、元金と利子収入のみとなっています。支出については249万4,000円で全てです。収入については、県からの補助金と滞納者による貸付金元利収入であり、合計額は624万円となっています。決算の内訳としては、事業費に249万4,000円、人件費に374万6,000円を充当しています。

○委員（大條雅久） 諸収入は、遅れて回収している元金と利息ということですが、回収が終わっていない金額に関しては利息等の発生はしていないのですか。それが県の支出金になるのですか。

○上野人権擁護課長 まず、県支出金については、1件当たり定められている額に対象者数を乗じた額等によって算定されています。

利子については、現在の滞納額は、元金分と利子分により、1回当たりの支払い額が決定されており、その額に対する支払いを行っていただい

いるところですが。

○委員（大條雅久） 参考にお聞きしますが、滞納金額は幾らになっていますか。

○上野人権擁護課長 令和4年4月1日現在の滞納額は、滞納者が34名、件数が50件、収入未済額が1億2,288万6,000円となっています。

【墓地管理費】 【市営墓地整備費】

○委員（大條雅久） まず、墓地管理費について、平成30年の決算と比べますと300万円以上増えています。また、令和元年から毎年十数万円ずつ金額が増えているようですが、理由を教えてください。

財源についてほとんどが一般財源ですが、使用料、手数料等その他の財源を充てるなどの工夫はされたのでしょうか。財源に使用料1万2,000円とありますが、この使用料の内訳は何でしょうか。

次に市営墓地整備費の財源の使用料について説明をお願いします。

○安藤環境衛生課長 まず、墓地管理費の主な増額理由は、市営墓地管理に関する委託料の増加です。平成30年度と令和3年度の委託料金額を比較すると、334万2,400円増加しています。理由としては、賃金上昇並びに路等の共用部分と近年増加している無縁墓所や空き墓所の除草及びごみ処理について利用者から苦情が増加していたことから、除草やごみ捨てる回数を増やすなど、作業工数の見直しを委託料に反映させたものです。また、令和3年度については、市営墓地管理に支障のある樹木伐採を緊急に実施しました。

次に、財源の工夫については、市営墓地の財源は、新たな利用者負担を求めるべく、令和2年度より5年計画で使用者調査を実施しており、台帳の整備、承継手続などを進め、使用者の確定に努めているところです。市としても、受益者負担の必要性は承知しており、3墓地の使用者調査の結果を見据えつつ、管理料徴収の検討を進めています。

次に、墓地管理費及び市営墓地整備費の財源の内訳等について、両事業の使用料は真光寺、土ヶ谷及び黒岩の3墓地での返還区画の再貸出しによる使用料です。令和3年度は、真光寺墓地の3.5平米、2区画、計7平米を再使用許可し、0.1平米当たり2万1,000円の使用料、計147万円を徴収しましたが、市営墓地整備費の歳出決算額

が145万8,000円となりましたことから、徴収使用料のうち、145万8,000円を市営墓地整備費に充当し、残りの1万2,000円を墓地管理費に充当しました。

○委員（大條雅久） 令和2年より5か年計画で進められている使用者の確定は、大変な事業だと思いますが、計画どおりの5年と言わず早くできるのであればしてもらいたと思います。

また分かっている方から管理料を徴収されたらどうかと思いますが、どのように考えていますか。

○安藤環境衛生課長 3墓地については、平尾墓園と違い、それぞれの区画について統一性が取られておらず、使用者調査の調査票が返送されていないがきちんと墓参をされている方も確認しており、負担の公平性も鑑みつつ、使用料の徴収をどういった形で計画していくかも検討中であり、今のところ、分かった方から先行して使用料を徴収する段階には至っていません。

午後 4時00分散会

